

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
【部門区分】第1部門第2区分
【発行日】令和3年10月7日(2021.10.7)

【公開番号】特開2021-94191(P2021-94191A)
【公開日】令和3年6月24日(2021.6.24)
【年通号数】公開・登録公報2021-028
【出願番号】特願2019-226880(P2019-226880)
【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和3年8月24日(2021.8.24)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技球が転動する転動領域を構成する透明な板部と、

該板部に植設された金属製の障害釘と、

を備えた遊技機において、

前記障害釘と前記板部に植設された該障害釘の周囲に生じる白化部との後方に、前記遊技機の前側から前記白化部と重なって視認可能に配置され、発光素子が実装された発光基板を有する光装飾部が位置し、

前記発光基板は、前記板部の裏面と向かい合う面側に前記発光素子が実装され、該発光基板の表面には白色の塗膜が形成されており、

前記発光素子は、白色と同系色であり、

前記発光基板は、前記板部に植設された複数の前記障害釘の後方にまたがる広さを有し、前記発光素子が複数実装されている

ことを特徴とする遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0002

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0002】

遊技球が転動する転動領域を構成する透明な板部に障害釘を植設する遊技機が知られている(例えば、特許文献1)。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0003

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0003】

【特許文献1】特開2008-161638号公報

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

ところで、遊技球が転動する転動領域を構成する透明な板部に障害釘を植設した場合には、透明な板部における障害釘を植設するための部位が白化した状態で視認されてしまい、美観の向上を妨げるという問題があり、この点で改善の余地があった。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

本発明は、遊技球が転動する転動領域を構成する透明な板部に植設された障害釘の周辺における美観の低下を抑制することが可能な遊技機を提供することを目的とする。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0006

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0006】

本発明は、

遊技球が転動する転動領域を構成する透明な板部と、

該板部に植設された金属製の障害釘と、

を備えた遊技機において、

前記障害釘と前記板部に植設された該障害釘の周囲に生じる白化部との後方に、前記遊技機の前側から前記白化部と重なって視認可能に配置され、発光素子が実装された発光基板を有する光装飾部が位置し、

前記発光基板は、前記板部の裏面と向かい合う面側に前記発光素子が実装され、該発光基板の表面には白色の塗膜が形成されており、

前記発光素子は、白色と同系色であり、

前記発光基板は、前記板部に植設された複数の前記障害釘の後方にまたがる広さを有し、前記発光素子が複数実装されている

ことを特徴とする。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明によれば、遊技球が転動する転動領域を構成する透明な板部に植設された障害釘の周辺における美観の低下を抑制することが可能な遊技機を提供することができる。